

第2次和気町総合計画（後期）基本計画及び 第3期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務 委託公募型プロポーザル実施要領

第2次和気町総合計画（後期）基本計画及び第3期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するため、本業務に係る提案を次のとおり募集します。

- 1 業務名称
第2次和気町総合計画（後期）基本計画及び
第3期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務
- 2 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- 3 参加資格
応募者は、次の要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (3) 入札参加資格制限及び指名停止基準（平成19年12月26日訓令甲第60号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、参加申込書の提出期間の最終日及び見積提出日に受けていないこと。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統制下にある者でないこと。
 - (5) 和気町入札参加資格者名簿（物品納入を含む。）に登載されていること。
 - (6) 個人情報に関する扱いに適正に対応するため、個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム（プライバシーマーク、ISMS）を有し、社内ルールや法令順守の仕組みが整備されていること。
- 4 契約条件
 - (1) 契約主体
和気町
 - (2) 契約形態
委託契約
 - (3) 委託見積金額の上限
金5,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
 - (4) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日まで

(5) 担当部署

和気町役場 まち経営課

〒709-0495 岡山県和気郡和気町尺所555

TEL: 0869-92-4589 FAX: 0869-92-0667

E-mail: machikeiei@town.wake.lg.jp

5 実施日程

年 月 日	内 容
令和7年4月14日(月)	実施要領公表、公募開始
令和7年4月14日(月)～ 令和7年5月7日(水)	参加申込書の提出期間
令和7年4月25日(金)	質問締切
令和7年5月1日(木)	質問への回答期限
令和7年4月25日(金)～ 令和7年5月9日(金)	企画提案書等の提出期間
令和7年5月15日(木) 午後予定	選定実施(プレゼンテーション) 詳細日程については、別途通知します。
令和7年5月下旬頃	選定結果通知及び契約締結

6 参加申込書の提出期間、提出の場所及び方法等

(1) 受付期間

令和7年4月14日(月)～令和7年5月7日(水)

(2) 提出先

和気町役場 まち経営課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合、土日及び祝日を除く平日(以下「開庁日」という。)の午前9時から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)とし、郵送の場合は、令和7年5月7日(水) 午後5時必着とする。

(4) 提出書類

参加表明書(様式第1号)

7 企画提案書の作成等に係る質問及び回答

(1) 提出期限

令和7年4月25日(金) 午後3時必着

(2) 提出先

和気町役場 まち経営課 E-mail: machikeiei@town.wake.lg.jp

(3) 質問方法

質問書(様式第2号)により、メール又はファックスで送信すること。なお、送信後は必ずその旨を電話で連絡すること。

(4) 回答方法

回答は個別に行わず、令和7年5月1日（木）までに、随時、本町ホームページに公開する。
ただし、質問の内容によって、プロポーザル方式による業務受託業者選定に公平性が保てないと判断した場合には、回答しないことがある。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

令和7年4月25日（金）～令和7年5月9日（金）

(2) 提出先

和気町役場 まち経営課

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。持参の場合、開庁日の午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）とし、提出期限は、令和7年5月9日（金）午後3時必着とする。

(4) 提出書類

別添「仕様書」に記載した内容を踏まえ、次に掲げる書類をA4判で構成し、紙媒体で提出書類ア～キの順序でインデックスを付け、A4判フラットファイルで提出すること。

なお、A3判の資料は、折りたたんでファイルに綴じることができれば可とする。

ア 企画提案書（任意様式）・・・10部

※「仕様書」の内容に基づいた記載とすること。

イ 会社概要（様式第3号・パンフレットも可）・・・10部

※様式第3号の項目に掲げる業務内容及び従業員数等会社規模が分かるもの。

ウ 見積書（任意様式）・・・1部

※内訳明細書（経費内訳がわかるもの。任意様式）を添付すること。

※予算金額に対して、非常に安価な見積提示は人件費等の観点から業務遂行において信頼性を欠くため、適切な人員配置等を考慮し、適正な価格で算出すること。

エ 実績書（様式第4号）・・・10部

オ 本町との契約実績書（様式第5号）・・・10部

カ 実施体制（様式第6号）・・・10部

キ JISQ15001（プライバシーマーク取得）認定書（コピー可）・・・10部

※注意事項

提出書類に不備がある場合は、受け付けない。

提出書類は、情報公開請求の公開対象となるため、開示を希望しない場合は、様式1の右下部分に「※企画提案書は、開示を希望しない。」と記載すること。

提出書類は返却しない。

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和7年5月15日（木）午後予定（詳細が決まり次第別途通知する。）

(2) 実施方法

ア 説明時間は、1社あたり20分以内とする。

イ 出席者は、1社あたり3名までとする。また、指定の時間までに会場外の指定場所にて待機すること。

ウ 説明は、提出された資料に沿って分かりやすく簡潔に行うこととし、説明スタイルは自由とする。ただし、追加の提案説明及び資料は認めない。

エ プロジェクター、スクリーン、延長コード及び電源は事務局で用意する。それ以外の機器（パソコン、接続ケーブル等）は、プレゼンテーションを行う者が用意すること。なお、機器を持ち込む際はプレゼンテーション実施日の前日までに事務局に連絡すること。

オ プレゼンテーションに引き続いて、1社あたり10分程度の質疑応答を実施する。

10 選定方法

(1) 選定は、企画提案書、見積書及びプレゼンテーション内容を総合的に評価する。

(2) 各提案について、審査基準に基づき、選考委員会による総合評価を実施した結果、合計点数が最上位の者を優先交渉権者、第2位を第2交渉権者として選定する。

【審査基準】

評価項目	評価項目	配点
企画提案内容	★ 提案書や資料が分かりやすく整理されており、本業務への取り組み意欲がうかがえるか。	60
	★ 今回策定する計画の要点を意識した調査ができるか。	
	★ 第2次和気町総合計画（前期）基本計画及び第2期和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略その他個別計画等を踏まえ、和気町の課題と展望を適切に把握し、これまでの取り組みと今後の方向性などを的確にとらえているか。	
	★ 計画が実効性あるものとなるよう、関係部署や町民団体等へのヒアリングと事業実施に向けた調整を十分に行えるか。	
実績・経験・企業体制	★ 法人として、本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しており、本業務を確実に遂行するために、管理責任者及び担当者が十分に配置されているか。	30
	★ 実施スケジュールとその業務体制において不都合や無理はないか。	
	★ 豊富な実績があり、組織体制は整っているか。	
見積金額	★ 算定根拠及び業務遂行のための工程の妥当性が確保されているか。	10
合 計		100

(3) 提案者が1者の場合

提案者が1者の場合は、評価基準による総得点が総配点の6割以上で、かつ審査委員の合議により認められたものについては、当該提案者を優先交渉者として決定する。

1 1 結果通知

令和7年5月下旬に、優先交渉権者、第2交渉権者及び選出されなかった提案者に対し、それぞれ結果を通知する。

1 2 受託者の決定

町は、業務実施の詳細について、優先交渉権者と協議を実施し、合意に達した場合には受託者として決定する。

優先交渉権者との合意に達しない場合は、第2交渉権者と同様の協議を実施する。

1 3 その他

(1) 企画提案書の作成・提出等、本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

なお、提出された企画提案書の著作権は、本町に帰属しないものとするが、選定作業において、必要な範囲で複製を作成することがある。

(3) 審査の経緯及び内容については、いかなる問い合わせにも応じないものとする。また、審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けない。

(4) 企画提案書等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明したときは、指名停止等の措置を行うことがある。

(5) 緊急その他やむを得ない理由により、本業務を実施できないときは、停止・中止又は取り消すことがある。

(6) 本プロポーザルに関して、情報公開請求があったときは、提出された書類を公開することがある。

(7) 本プロポーザルに関して、参加の辞退を申し出るときは、辞退届（様式第7号）により届出を行うこと。